

一般社団法人
アグリフューチャージャパン
定 款

平成24年 1月23日 作成
平成24年 2月 1日 設立
平成26年 3月25日 変更
令和 2年 3月25日 変更
2022年3月30日 変更

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人アグリフューチャー・ジャパンと称し、英文では AgriFuture Japan と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 当法人は、理事会決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 当法人は、農・産・学・官の協働により、次世代の日本農業や地域社会を担う農業経営者を育成するとともに、「食」と「農」、「農業界」と「産業界」の国内外のネットワークの構築を通じた新たな価値の創造により、わが国農業・農村及び地域社会に活力をもたらし、安全安心な食の確保を図り、もってわが国の社会・経済の持続的な発展の礎となることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 農業経営者等の人材育成に関する常設教育機関の運営事業
- (2) 農業経営者等の人材育成に関するセミナー・講演事業
- (3) 農業経営者等の人材育成に関する通信教育・出版事業
- (4) 農業経営者等に対する経営相談・コンサルタント事業
- (5) 農業経営等に関する調査・研究及び普及・啓発事業
- (6) 農業経営等に関する交流・情報提供事業
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(理事会及び監事)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。

- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。
- (3) 委嘱会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で、理事会において推薦され、承認された者。

(入会)

- 第8条 当法人に正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。
- 2 入会は、社員総会において別に定める規程により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(経費等の負担)

- 第9条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

- 第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することによりいつでも退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、第20条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において、その会員が決議の前に弁明する機会を与えなければならない。
- (1) 定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反した行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

- 第12条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
 - (2) 総正会員の同意があったとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会

- 員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその基準
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 定款の変更
- (8) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故等による支障があるときは、理事会の決議に基づき、副理事長が社員総会を招集することができる。
- 3 理事長及び副理事長に事故等による支障があるときは、理事会の決議に基づき専務理事が社員総会を招集することができる。
- 4 理事長、副理事長及び専務理事に事故等による支障があるときは、理事会の決議に基づき常務理事が社員総会を招集することができる。
- 5 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事に事故等による支障があるときは、理事会の決議に基づき各理事が社員総会を

招集することができる。

- 6 総正会員の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 7 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対して発する。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までにその通知を発しなければならない。
- 8 前第7項の規定にかかわらず、全ての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その召集手続を省略することができる。

(議長)

- 第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事長に事故等による支障があるときは、副理事長がこれに当たる。
- 3 理事長及び副理事長に事故等による支障があるときは、専務理事がこれに当たる。
- 4 理事長、副理事長及び専務理事に事故等による支障があるときは、常務理事がこれに当たる。
- 5 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した理事の中から議長を選定する。

(決議)

- 第20条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定めた事項

(代理)

- 第21条 社員総会に出席できない正会員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、総会ごとに代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。
- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

- 第22条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が

書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちその社員総会において選定された理事2名以上が署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において別に定める。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、3名以内を代表理事とする。
- 3 代表理事のうち1名を理事長とする。又、代表理事のうち2名以内を副理事長又は専務理事とすることができる。
- 4 理事のうち1名を常務理事とすることができる。
- 5 理事のうち1名を当法人の設置する常設教育機関の校長とする。

(選任等)

第26条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び当法人の設置する常設教育機関の校長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係になる者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を越えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

- 第27条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の業務執行の決定に参画する。
- 2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長、専務理事、常務理事及び校長理事は、別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
 - 4 代表理事、代表理事以外の理事で理事会の決議によって社団の業務を執行する理事として選定されたものは、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成すること。
 - (2) 当法人の業務及び財産の状況の監査をすること、並びに各事業年度に係る決算書類及び事業報告書等を監査すること。
 - (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、これを理事会に報告しなければならない。
 - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
 - (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
 - 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期

の満了する時までとする。

- 5 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

- 第31条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、社員総会において別に定める。

(取引の制限)

- 第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること等、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第42条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除又は限定)

- 第33条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 当法人の運営に必要な規則・規程の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事及び当法人の設置する常設教育機関の校長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 第33条の責任の一部免除

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、6か月に1回、毎事業年度毎に2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第28条第1項第5号の規定により監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

3 理事長に事故等による支障があるときは、副理事長が理事会

- を招集する。
- 4 理事長及び副理事長に事故等による支障があるときは、専務理事が理事会を招集する。
 - 5 理事長、副理事長及び専務理事に事故等による支障があるときは、常務理事が理事会を招集する。
 - 6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事に事故等による支障があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 7 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び各監事に対して発する。
 - 8 前項の規定にかかわらず、理事会は、役員の実員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事長に事故等による支障があるときは、副理事長がこれに当たる。
 - 3 理事長及び副理事長に事故等による支障があるときは、専務理事がこれに当たる。
 - 4 理事長、副理事長及び専務理事に事故等による支障があるときは、常務理事がこれに当たる。
 - 5 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選定する。

(決議)

- 第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

- 第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の実員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。
- 2 理事又は監事が、理事及び監事の実員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第27条第4項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

- 第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。ただし、代表理事が理事会に出席できない場合は、出席した理事実員及び監事が議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第42条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第6章 計算

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 2 事業報告書については、理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(事業計画及び収支予算)

第45条 当法人の事業計画及び収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みについては、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(特別の利益の禁止)

第46条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当る多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第48条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当る多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 委員会

(委員会)

第50条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第51条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の議決により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第52条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 許認可等及び登記に関する書類

- (5) 社員総会及び理事会の議事に関する書類
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
 - (9) 前項の監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第53条第2項により理事会において別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第53条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営状況、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報開示に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

(個人情報の保護)

- 第54条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 附則

(委任)

- 第55条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

- 第56条 当法人の設立初年度の事業年度は当法人の成立の日から平成24年12月31日までとする。

(設立時の役員等)

- 第57条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

1. 設立時理事
- | | | |
|----|----|--------|
| 岸 | 康彦 | |
| 上原 | 征彦 | |
| 金子 | 美登 | (代表理事) |
| 松岡 | 義博 | |
| 澤浦 | 彰治 | |
| 中瀬 | 清則 | |
| 木内 | 博一 | |
| 阿南 | 久 | |

浦野 光人 (代表理事)
川野 幸夫
江戸 龍太郎
田代 正美
飯島 延浩
河野 良雄
増田 陸奥夫
戸山 章弘

2. 設立時監事 須藤 英章
鈴木 利徳

(設立時社員の氏名及び住所)

第58条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

- (1) 東京都中央区築地六丁目19番20号
株式会社ニチレイ
- (2) 埼玉県川越市脇田本町1番地5
株式会社ヤオコー
- (3) 埼玉県比企郡小川町下里809番地
金子美登
- (4) 群馬県利根郡昭和村大字赤城原844番地15
株式会社野菜くらぶ
- (5) 東京都千代田区有楽町一丁目13番2号
農林中央金庫
- (6) 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号帝国ホテルタワー
11階C-5
一般社団法人日本食農連携機構

(法令の根拠)

第59条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(事業年度の変更に伴う経過措置)

第60条 第43条(事業年度)の規定にかかわらず、第11期事業年度は、2022年1月1日から2023年3月31日までの1年3カ月間とする。なお、本附則は、第11期事業年度経過後にこれを削除する。